

平成 26 年度予算・税制等について

平成 25 年 11 月 6 日
地 方 六 団 体

いわゆるアベノミクスにより我が国経済に明るい兆しが見られるが、その効果はまだ一部の大企業・大都市にとどまり、未だ地域経済が活力を取り戻すには至っていない状況にある。

消費税率の引上げによる景気の下振れリスクを回避しつつ、アベノミクスにより上向きかけた景気回復への足取りを一層確かなものとし、その効果を地域の隅々にまで行きわたらせることこそ、現下の喫緊の課題である。

こうした課題に対応するためには、新たに策定するとされた 5 兆円規模の経済対策とそのための補正予算、さらには来年度当初予算に向けた取組みを速やかに進めなければならない。その上で、国と地方が連携・協力して、地域における内需振興や投資、消費、雇用の拡大に向けて積極的に取り組んで行かなければならない。

今後各地域に設置される「地方産業競争力協議会」における成果も活かし、国と地方が日本経済・地域経済再生に向か一丸となって取り組んでいくことが必要である。

地方一般財源・地方交付税の総額確保

地方が国と連携して地域経済を支えるためには、地方税財源の確保が必要不可欠である。更には、福祉、医療、介護、安全安心、防災・減災など住民生活に欠かせない行政サービスの基盤となる安定的な地方税財源の確保がなければ、地域社会は安定せず、地域間格差が拡大することになる。こうした観点から、以下の事項に留意することが必要である。

- 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、地方の一般財源総額を確保すること。
- 特に、地方交付税については、成長力の違いにより地域間格差が拡大するおそれがある中、地方交付税の持つ財源保障機能、財源調整機能はますます重要であり、地方財政計画における歳出特別枠を堅持するなど、その総額を

確保すること。

- 累増する臨時財政対策債については、そのあり方の全面的な見直しを行うとともに、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。
- 平成25年度の地方公務員給与削減要請は、臨時の・例外的な措置であり、地域経済再生に向けた取組みを国・地方一丸となって進める必要がある中で、地域の消費腰折れを回避しなければならないとの観点からも、平成26年度以降二度とあってはならないこと。
- 國土強靭化や地域の成長につながる社会资本整備・老朽化対策などの公共事業を追加する際には、地方公共団体の円滑な事業実施が可能となるよう新たな交付金制度を創設すること。
- 地域活性化のための農業の6次産業化や農林水産公共事業の着実な実施など、農林漁業・農山漁村の再生に必要な地方財源を確保すること。
- 東日本大震災からの早期復興及び原発事故への対策に必要な予算の確保・充実を図るとともに、防災・減災等のための事業について、緊急防災・減災事業費も含め、必要な総額を確保すること。

地方税源の確保等

平年度ベースで国・地方を通じて1兆円超の設備投資減税等が今後講じられる見込みであるが、地方税財政の影響にかんがみ、以下の事項に留意が必要である。

- 地方分権改革を進めるため、地方税の充実確保を図るとともに、地方法人課税のあり方を見直す等により、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 投資減税や法人実効税率引下げの議論を行う場合には、必要な地方税財源の確保を併せて検討し、地方財政に影響を与えることのないようにすること。
- 自動車取得税の見直しに当たっては、地方の意見を十分踏まえ、都道府県、市町村に減収が生じないよう安定的な代替の税財源を確保すべきである。この措置が同時に実施されない限りは、自動車取得税を廃止すべきではない。
- 固定資産税は、市町村の税収の大半を占める重要な基幹税目であり、国の経済対策等の観点から償却資産課税の削減を行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

- ゴルフ場利用税は、所在地の行政需要に対応する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 地球温暖化対策のための税は、使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保すること。
- 消費税率の引上げに伴い実施される簡素な給付措置について、具体的な実施方法やスケジュール等を早期に示し、地方の意見を十分に踏まえて制度設計を行うこと。また、その実施に要する費用については、事務費を含めて全額を国において負担すること。
- 社会保障・税番号制度創設に伴い必要となるシステムの導入及び改修等に要する経費については、全額を国において措置すること。

基金事業の継続実施等

平成21年度に創設された緊急雇用創出臨時特例基金は、地域の雇用創出や人づくりに大きな役割を果たしてきた。アベノミクスの効果が一部の地域、分野にとどまる中、こうした基金が廃止となれば、ようやく見え始めた雇用回復の兆しが潰え、地域間の雇用格差が拡大してしまうおそれがある。

こうした実情を踏まえ、緊急雇用創出臨時特例基金はもとより、森林整備加速化・林業再生基金などについても、基金事業の進捗等に応じ基金の増額や期限の延長をするとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組みが可能となるよう、要件の見直しを図るべきである。

あわせて、地方が地域経済再生の核となる人づくりや女性の活躍促進、少子化対策を地域のニーズに応じて的確に講じることができるよう、「人づくり」のための基金を新たに創設すべきである。